

静岡市葵区日向地区における不適切盛土について 静岡県と静岡市により行政代執行を開始しました

1 要旨

静岡市葵区日向地区において、静岡県砂防指定地管理条例と森林法の許可を得ずに盛土を行った事業者に対し、静岡県と静岡市は代執行令書を通知し、令和6年12月12日から行政代執行を開始した。

2 代執行の内容

代執行場所	静岡市葵区日向1718-1外
代執行内容	場内の切土・盛土等による安定性確保 植栽、緑化等の実施
代執行期間	令和6年12月12日から令和8年3月31日まで ただし、終了期限を延長することがある。
代執行責任者	静岡県交通基盤部静岡土木事務所長 静岡市経済局農林水産部森林政策課長
代執行費用	概算見積額：450,000,000円 代執行完了後、盛土を行った事業者に対して全額請求する
根拠条文	行政代執行法第2条

